

様式第2号（第6条関係）

同 意 書

つがる市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業を利用するに当たり、次の事項に同意します。

年 月 日

つがる市長

介護者
住所
氏名

- 1 申請の審査に必要な範囲で、居宅介護支援事業所や居宅介護サービス事業者、民生委員等の関係者から、徘徊高齢者等についての徘徊状況や介護状況などの情報を得ること。
- 2 助成の対象となる経費は、市が指定する端末機（1機）で、新規契約に必要な初期登録料及び利用開始月から6か月目までの月額利用料とし、7か月目以降の月額利用料は利用者の負担とすること（利用開始から6か月までに利用を終了した場合は終了月までとする）。
また、初期登録料及び月額利用料以外の費用は助成しないこと。
- 3 助成は、徘徊高齢者等1人につき1回までとする。
- 4 端末機購入等に係る手続きやサービス利用は自己責任において行うこと。
- 5 徘徊高齢者等の身柄保護を自己責任において行うこと。
- 6 助成の対象となる経費の支払い終了後から6か月以内に、事業利用実績の報告を行うこと（「つがる市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業利用実績報告書」を提出）。